



議会報

かわべ

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会
〒509-03
岐阜県加茂郡川辺町
中川辺1518-4
☎ (0574) 53-2511(代)

第69号

平成8年12月1日



平成9年3月完成を目指す学校給食センター

こんな記事があります

議長・副議長就任あいさつ	2	・補正予算	4 ~ 5
・7年度各会計決算審査	3 ~ 4	・意見書	5
・人事（教育委員・固定資産評価審査委員・人 権擁護委員）	4	・一般質問	6 ~ 16
		・傍聴記	16

第3回 定例会

平成7年度各会計の決算を認定 議長・副議長選挙 常任委員会委員の改選

平成八年第三回定例会は、九月十二日から二十四日までの十三日間開いた。

この定例会では、平成七年度の一般会計決算及び五特別会計の決算の認定、人事案件の同意、人事案件の諮問、一般会計補正予算など十七件の案件を審議し、いずれも原案のとおり可決した。

初日に議長、副議長選挙と常任委員会委員の改選を行なった。

▲議長に
井上幹雄氏

▲副議長に
横田文夫氏

◎ 佐伯議長・辻副議長から辞職願いが提出されたため、議長、副議長の選挙を行った。選挙はそれぞれ無記名投票。

副委員長	平岡久茂
委員員	横田文夫
委員員	平岩求

各常任委員会

【総務常任委員会】
委員長 福田雅良
副委員長 渡辺芳孝
委員員 田原芳郎
委員員 井上幹雄
委員員 進

【民生文教常任委員会】
委員長 佐伯幸信

その他の委員会

【議会運営委員会】

委員長	桜井一二
副委員長	則武豊
委員員	辻大脇芳喜
委員員	酒向久男

議長



井上幹雄氏

副議長



横田文夫氏

九月十二日の第三回定例会におきまして、私たちは議員各位のご推舉によりまして、議長・副議長の要職に就任いたしました。
身にある光榮であるとともに、責務の重大さを痛感いたしました。

もとより微力でその器ではありませんが、皆様の温かいご指導とご鞭撻によりまして、円滑な議会運営と町政の発展を図るべく努力いたします決意でございます。

最近の町政をとりまく環境は、社会経済の不透明な中で財政負担の増加、さらに急速に進む高齢化社会の対応等極めて厳しいものがあります。

二十一世紀に向けて地域社会の発展と、魅力ある町づくりを目指し、平成八年三月に第三次総合計画が策定され、計画に基づき事業の推進がなされて行く重要な時期を迎えております。私たち議会はこうした認識の上にたつて、地域の実情に即した町民の要望に応えるべく全力を尽くす覚悟でございます。
今後とも、皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

◎委員選任方法は議長に一任し、正副議長により選任されました。

決算審査特別委員会を設置し

平成七年度各会計の決算を審査

決算審査は五人で構成する

決算審査特別委員会を設置し

九月十七日、十八日、十九日

の三日間、平成七年度各会計

の歳入歳出を審査し、二十四

日議会最終日に決算審査特別

委員会委員長から審査結果報

告があり、全会一致で認定し

た。

認定した決算は次のとおり。

一般会計

国民健康保険事業特別会計

老人保健特別会計

学校給食共同調理場特別会計

下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

九月十八日から九月十九日

午前中にかけては、全員で認定第二号から認定第七号まで順次、必要箇所について質疑応答式で担当課長から説明を求め審査を実施し、十九日午後、まとめの会議を開き委員長報告書を作成した。

審査結果の概要是次のとおり。
平成八年九月十二日の本会議において、審査の付託を受けた、平成七年度一般会計歳

入歳出決算ほか五会計の歳入歳出決算は、審査の結果、すべてを「認定すべきもの」と

決定したので、会議規則第七十七条の規定により報告しま

す。

なお、審査経過は次のとおりです。

委員会は、九月十七日、十八日、十九日の三日間午前九時から役場会議室において会議を開き、認定第二号から認定第七号までの審査を行った。

九月十七日は執行部から

「平成七年度における主要施

策とその成果」及び各課が提

出した付属資料に基づき説明

を受けた。

【問】これから財政計画をどのように立てて行くのか。
【答】第三次総合計画に基づいて財政計画を立てることになるが、今日の状況下では、十年の長期計画を立てるには、困難があるので、向こう五年間の財政計画を立てて対処します。

公債比率も平成十四年ごろには一ヶた台になるので、重点主義で施策を進めます。財源についても有利な起債を有効に利用していきます。

【問】人件費の経常収支比率が二十五・三パーセントとなつてているが適正か。

【答】類似団体としては適当であります。人口比で見た類似団体の全国平均は平成六年度で二十九・七パーセントであり当町は低率であると言えます。しかし、今後は職員を増やす傾向が強まるので、留意しなければなりません。

【問】花フェスタ関係事業費は県支出金で賄えたか。その事業効果をどう評価するか。

【答】事業費は町の持ち出し多かったが、花に対する住民の意識の向上が図られました。

【問】福祉事業はすべて社会福祉協議会へ委託するのか。

【答】行政の責任で行うべきものを除き、できる限り社会福祉協議会を活用して福祉の充実を図っていきます。

【問】現時点での公開はできない。この時点で十一組合が解散し、現在九十三組合になっています。アンケートの結果から、いまなお検討課題として研究しています。

【問】民生費

【問】福祉事業はすべて社会福祉協議会へ委託するのか。

【答】行政の責任で行うべきものを除き、できる限り社会福祉協議会を活用して福祉の充実を図っていきます。

【問】環境推進員報償金を支出しているが、その活動内容と効果について聞きたい。

【答】ごみ提出時のマナーを守ってもらうための活動により、ごみ袋などへの記名率は七十%にまで向上し、ごみの量も減少傾向にあります。

【問】環境推進員報償金を支出しているが、その活動内容と効果について聞きたい。

【答】ごみ提出時のマナーを守ってもらうための活動により、ごみ袋などへの記名率は七十%にまで向上し、ごみの量も減少傾向にあります。

【問】町長・議長交際費の費用別明細を提出されたい。また内容を公開できないか。支出基準を設けているか。

【答】現時点での公開はできません。厳格な支出基準はないが、町政にかかわりの深い事柄に対して一定の目安は決めています。支出縮減の方向で取り組んでいます。

【問】商工費

【問】観光PRビデオはどのように活用されているか。また一般町民が購入希望する場合はどう扱っているか。

【答】二百本作成し、町内事業所、学校、県関係機関、県内市町村、ボートサミット関係市町村などへ百六十七本配布した。残りは三十三本で、



決算審査風景

【問】現時点での公開はできない。この時点で十一組合が解散し、現在九十三組合になっています。アンケートの結果から、いまなお検討課題として研究しています。

【問】納税組合問題はその後どうの状況はどうか。

【答】平成七年度の納税組合長を対象にアンケートを実施

した。この時点で十一組合が解散し、現在九十三組合になっています。アンケートの結果から、いまなお検討課題として研究しています。

【問】民生費

【問】福祉事業はすべて社会福祉協議会へ委託するのか。

【答】行政の責任で行うべきものを除き、できる限り社会福祉協議会を活用して福祉の充実を図っていきます。

【問】環境推進員報償金を支出しているが、その活動内容と効果について聞きたい。

【答】ごみ提出時のマナーを守ってもらうための活動により、ごみ袋などへの記名率は七十%にまで向上し、ごみの量も減少傾向にあります。

【問】環境推進員報償金を支出しているが、その活動内容と効果について聞きたい。

【答】ごみ提出時のマナーを守ってもらうための活動により、ごみ袋などへの記名率は七十%にまで向上し、ごみの量も減少傾向にあります。

【問】町長・議長交際費の費用別明細を提出されたい。また内容を公開できないか。支出基準を設けているか。

【答】現時点での公開はできません。厳格な支出基準はないが、町政にかかわりの深い事柄に対して一定の目安は決めています。支出縮減の方向で取り組んでいます。

【問】商工費

【問】観光PRビデオはどのように活用されているか。また一般町民が購入希望する場合はどう扱っているか。

【答】二百本作成し、町内事業所、学校、県関係機関、県内市町村、ボートサミット関係市町村などへ百六十七本配布した。残りは三十三本で、

一般からの購入希望も五十一

本あつたが、これらは作成業者へあつ旋しました。(あつ

旋価額は一千二百五十円)

〔農林水産業費〕

【問】規模拡大事業奨励金はどうのように支出したか。

【答】規模拡大を図ろうとする農家に農地を貸付けた土地所有者に十アール当たり一千円支払いました。(農林課付属資料提出)

〔土木費〕

【問】融雪材の購入量と使用数量、散布委託について。

【答】購入量三百八十九キロ、使用数量は不明、散布日延べ九日間で十九時間、委託内容民間業者に委託し散布しました。

〔教育費〕

【問】よく監査意見書でも指摘されるが、学校関係の需用費に不用額が多い。改善できないのか。

【答】主として水道料金の不使用額が多い。パール用水は天候などによって増減の差が大きく把握しがたい。節水指導の効果もある。また電気使用料も原因となります。

〔国民健康保険事業特別会計〕

人 事

▲ 教育委員会委員

委員の二名が九月三十日で任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により任命に同意した。

桜井徹治氏

(再任)

昭和二年五月一日生
住所 石神三二三番地

前島正秀氏

(新任)

昭和二十一年二月十九日生
住所 下麻生二二二番地

〔老人保健事業〕

【問】入院給食費など自己負担額に対しても助成することを考えていなか。

【答】福祉医療の該等者には町の条例による事業を実施しています。

〔下水道事業特別会計〕

▲ 固定資産評価 審査委員会委員

【問】町内で下水道工事を施工できる業者はないか。

【答】工事の経験、工事の精度、現場管理の面で高い施工技術が必要なので現在のところ該当する業者がない。下請け工事などで経験を積んで資格を持ってほしい。なお請負業者には、掘り方や舗装工事など地元業者にできる部分で協力を依頼しています。

▲ 人権擁護委員

委員一名の任期が十一月十四日で任期が満了となるため、人権擁護委員会法第六条第三項の規定により、町長から推薦について諮詢があり、適任と答申した。

堀江辰由氏

昭和三年二月十五日生
住所 西柄井四二九番地

条例の改正

▲ 町営住宅の家賃の額を定める条例の一部改正

天徳住宅の一戸が老朽化が激しいため平成七年に用途廃止し取り壊したため。見持住宅の二戸は平成六年に火災により焼失したことにより、現状の戸数に合わせ条例の整備をした。

補 正 予 算

▲ 平成八年度一般会計補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ一千三百四十六万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十七億二千四百十六万九千円とした。

主な内容

森林整備計画の見直しのための県補助金の増額。

▲ 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の改正

構成する一部事務組合の変更及び県町村長会が県町村会に名称変更したため規約の整備をした。

専 決 報 告

▲ 専決処分の承認(平成八年度水道事業会計補正予算(第一号))

高料金対策として水道事業会計が高金利で借り入れている起債の借り換えが認められたため借り換えたため所要額の予算を措置した。

民生費：重度心身障害老人

井戸喜男氏
(再任)
住所 鹿塙一一三九番地

大正十五年二月十三日生

歳出

特別助成金支給事業及び福祉医療費助成事業の過年度分を精算の結果、交付された額が所要額を超えたたために超過額の返還金。

○ 1157 対策経費。（検

食用冷凍庫等の購入費用）

土木費：町道改良事業用地

費の増額。

県花街道事業の町負担金の増額。

下水道事業特別会計への繰り出し金の減額。

教育費：北小学校屋内消火栓の修繕費。
全国市町村交流レガッタ川辺大会経費の増額。

そ の 他

▲ 平成八年度国民健康保健事業特別会計補正予算
(第一号)

歳入歳出それぞれ一千八十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億六千八十一万四千円とした。

主な内容

老人保健医療費拠出金の額が確定し、予算に不足を生じたため増額。

平成七年度退職者保健に係る療養給付費を精算した結果

果受け入れ超過となり超過分の返還金。

▲ 平成八年度下水道事業特別会計繰入金の変更
別会計補正予算

本年度町単独事業で予定した箇所が、今回公共下水道事業の補助対象枠が拡大されたため、今後の整備計画を見直した結果、工事費が減額となり一般会計からの繰入金を変更した。

補正予算一億七千万円の減額は、繰入金の変更によるもの。

▲ 町道の路線認定
(第一号)

中川辺能田地内において、民間開発により宅地分譲が行われ、その敷地内の道路について寄附採納願いがあり、町道の認定基準に適合するために路線認定した。

道路特定財源の堅持に関する意見書

道路事業は、国民生活の向上と経済社会の活力の保持を図る上で、最も重要な生活関連社会資本であり、豊かな生活を実現するためには、優先的に整備されるべき根幹事業である。

本町においても、生活基盤の向上と産業経済・観光開発等、地域づくりを推進するため、道路整備を優先事業として実施しているが、その整備水準は低く、今後とも、道路整備を計画的かつ、緊急に実施するためには、なお多額の投資が必要である。

しかしながら、道路整備の遅れている本町にとって、道路整備に対する住民の熱い期待に応えていくためには、地方の道路整備財源の確保が絶対必要である。よって、政府における道路整備の財源であるガソリン税等道路特定財源の現行税率を堅持するとともに、地方の道路整備財源について充実強化されるよう、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十四日

川 辺 町 議 会

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

政府は、昭和六十年度予算編成以来、毎年、財政負担の軽減を図るために、義務教育費国庫負担制度の見直しを行う中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担制度の削減を検討してきた。しかしながら、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育における機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府における義務教育費国庫負担制度を維持されるよう、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十四日

川 辺 町 議 会

一般質問

そこが聞きたい 知りたい

「一般質問」は、会期の最終日九月二十四日に行われた。今回は六人の議員が、当面する町政の諸問題について質問した。

の話し合いも大変なことと考
えられるが、財政事情も考慮
に入れ、早急な立案計画も必
要と考えられる。

評価の検討を行い計画段階を終了したいと考えている。また、基本構想の段階で地元説明会を開催し、事業に対する理解、協力をいただきたいと考えています。

進んでいるとは思えない現状である。数多くの河川を抱えていて一時に改修は不可能と思うが、県との対応もあることですので年次計画を立てて逐次改修の実施に向けて一層



田原芳郎議員

質問の要旨と回答の概要是、次のとおり。
(掲載順序は、発言通告書の受付順)

答 基本構想の段階で
地元説明会を開催
し、事業に対する
理解、協力をいた
だきたい

【企画課長】ダム湖周辺整備
左岸事業は、第三次総合計画
で自然、交流、共生をテーマ
として全町的立場からこの事
業に多様な効果を狙う舞台と
して位置付けています。

るものであり、長期的な位付けとして一步一步着実に進め、諸課題を克服していくねばと考えています。また、事業には膨大な財源が必要であるので中期的な財源見通しに十分配慮して計画し、効果的な実施に向けていきたいと考えて います。

答 上級官庁と協議し、
補助事業を採択し、
実施

念願の右岸整備も終了し、平成八年度から左岸の整備に入り、種々の打ち合わせを開き、計画も順調に進んでいると思うが、工事着工に向けて現在、どの程度までヒヤリングは進んでいるのか伺いたい。用地の取得が伴う地権者と

川辺ダム湖周辺整備事業左岸工事に関連する諸事業の着工について

構想の経費を予算化して、現在、企画課、建設課を中心に関係各課で協議の場を設け、その取りまとめに鋭意取り組んでいます。

今後の計画は、基本構想について意思決定ができれば本年度中に基本計画、環境影響

問 河川改修の促進について

町内を流れる小河川の数は想像以上に多くある。治水はもとより、用排水機能等、地域と密着し、災害予防の役目も果たしているが、余りにも長年管理が放置されているため、現地を見る限り一部の河川を除いては大半は、改良が

に最も必要な社会資産の一つであります。また、最近では水辺空間を利用してスポーツの場として、また、野鳥等の生態系としても重要な施設である。このように河川の担う役割は広くまた、重要な施設であるので、その地域の役割

業には膨大な財源が必要であるので中期的な財源見通しに十分配慮して計画し、効果的な実施に向けていきたいと考えています。

【建設課長】町には一級河川、つまり国又は県が管理している川が飛騨川、雄鶴川、水無瀬川、尾賀野川、飯田川、の五河川、その他の川はすべて普通河川で名称の付いた川が十七河川あります。川は天然

が十分生かされた自然環境を考え、目的を達成するためには河川改修を実施すべきものと考えます。

県に強く要望し公共事業として、現在、河川改修を実施しているのは、一級河川の雄鳥川、飯田川であります。

いずれにしても、川の断面が不足するため、少しの雨で危険水域になるため、断面を拡幅し、排水能力の恒常の確保、自然環境を考慮した人と人とのやすらぎの場と考えて実施しています。

普通河川においても多くの改修を考えると、非常に膨大な予算を必要とするので上級官庁と協議し、できるだけ補助事業を採択し実施したいと考えています。

問 派遣社会教育主事について

現在、町に派遣されている社会教育主事は隔週で八百津町と掛け持ちで担当し勤務しているが、職務分担表の内容を検討する限り、生涯学習か

ら同和教育と多岐にわたっていて、現在の社会が要求する各分野での充分な実行力を發揮できず中途半端な立場における要望が現状である。またや、町民との接点も見当たらず残念と思うが、県に対しても専従の主事の派遣を求める要望ができないものか伺いたい。

再三、単独派遣を要望してきた。国が制度を廃止する傾向にある。

今後、割愛制度の活用を充分検討し生涯学習に取り組む

答

【教育長】町に派遣されている派遣社会教育主事は、市町村の社会教育指導体制の整備充実を図るために、都道府県の職員の身分を持つ社会教育主事を市町村の求めに応じて派遣する制度です。この制度は昭和四十九年度から創設され、

現在、町に派遣されている社会教育主事は隔週で八百津町と掛け持ちで担当し勤務しているが、職務分担表の内容を検討する限り、生涯学習か

社会教育主事派遣事業に係る国社会教育指導事業交付金が平成十年度以降一般財源化されます。これは、当該交付金を廃止し、県が実施する派遣事業に要する経費を地方交付税の算定基礎に計上することになります。国は段階的な一般財源化を考え、平成八年度以降三年間の経過措置をおき、激変緩和を図りますが、十年以降廃止となります。

平成六年度まで七宗町と兼務で派遣されていたが、平成七年度から八百津町との派遣になり、一週間交替での掛け持ちの勤務であり、双方の町で同じような仕事をしているため派遣教育主事本人が双方の内容を把握するのに大変であるのが現状です。このようないことを踏まえ、教育委員会として再三単独派遣を要望したことを見直し等により真に必要と認められる要望について応えていく

【教育長】町に派遣されている派遣社会教育主事は、市町村の社会教育指導体制の整備充実を図るために、都道府県の職員の身分を持つ社会教育主事を市町村の求めに応じて派遣する制度です。この制度は昭和四十九年度から創設され、

問 特別保育の実施状況について

働く女性の増加、核家族化、少子化等を考える時、乳児保育、未満児保育、延長保育、障害児保育等、常日ごろの園関係者の努力に対する敬意を表するが、現在、どの程度まで踏み込んで実施しているのか伺いたい。また、今後

の保育の在り方について考えていることがあれば、施設、職員の配置も含めて説明願いたい。

保母の勤務形態の見直し等により真に必要と認められる要望について応えていく

答

【住民課長】未満児保育（三歳未満児保育）及び障害児保育は既に実施しています。乳幼児保育は、今年度、職員を研修に参加させ、受け入れ体制を整えている状況であります。延長保育は働く女性の増

加、核家族化、少子化等に伴い保育に対するニーズも高まっており、保母の適正配属、勤務形態の見直し等により真に必要と認められる要望について応えていくように努めます。

問 国民年金制度への未加入者の対応は

現在、町に在住する住民の方々の国民年金制度への未加入者はどのくらいあるのか伺いたい。また、未加入者に対してどのような指導対策を行っているのか伺いたい。

社会保険事務所の指導を仰ぎ、協力を得ながら啓発に努める

答

【住民課長】在住の国民年金適用対象者、すなわち、加入しなければならない方で国民年金制度への未加入者は、転入、転出による住所の異動及び厚生年金、共済年金、その

他各公的年金制度への異動が常により把握が困難です。社会保険事務所の調査で平成八年三月現在で四十二名程の未加入者があると聞いています。この中に二十歳到達者、学生は含まれていません。

未加入者への指導対策は、啓発パンフレットの配布、年金だよりの回覧、二十歳到達者には案内状の送付を行っています。

今後の未加入者の対策については、社会保険事務所の指導を仰ぎ、協力を得ながら啓発に努めます。

問 住宅改造に対する現況と利用実績は

要援護老人の生活基盤に不便な居室、浴室、便所等の改築に対して助成金の支給をし、快適な生活環境の創出を図る手助けをする制度の現在までの利用者の実態と、今後の課題があれば参考までに聞きたいたい。

障害者住宅整備資金貸付制度の補完的制度であります。利用状況は、今までに多々あるが老人及び日常生活用具給付等事業で対応でき、助成事業を利用するにまでに至らなかつた。

再利用について考えているところがあつた。

たケースがほとんどであります。

利用状況については、今までに多々あります。が老人及び日常生活用具給付等事業で対応でき、助成事業を利用するまでに至らなかつたケースがほとんど

【住民課長】在宅要援護老人等の住宅改善事業

障害者を併せて「町いきいき住宅改善助成事業」として平成七年度から新規に実施しています。この制度は「老人若しくは重度身体障害者と同居する世帯に対し住宅を当該老人等に適するよう五十万円を限度とする改善整備資金を助成し、その日常生活の利便を図り、在宅での自立した生活の促進及び介護者の負担の軽減を目的とする事業」で県の事業であり、高齢者及び身体

障害者を併せて「町いきいき住宅改善助成事業」として平成七年度から新規に実施しています。この制度は「老人若しくは重度身体障害者と同居する世帯に対し住宅を当該老人等に適するよう五十万円を限度とする改善整備資金を助成し、その日常生活の利便を図り、在宅での自立した生活の促進及び介護者の負担の軽減を目的とする事業」で県の事業であり、高齢者及び身体

問 町史編さん室の再利用について

今年十二月を以て、町史編さん室の業務は終了するが、現在の建物は老朽化していて、建物をそのまま他の目的に利用することは危険も考えられ不可能と思うが、何せ土地も一二九三平方メートルと、町の公共施設を建てるには不適当と考える。町内には、子供達の遊べる遊園地が少ない現状にて、跡地の利用には児童公園とか遊園地にして使用してはどうか。ただ、寄附していただいた西村家を顕彰する意味合いもあり、西村児童公園とか名称の中に西村家を入れることにより後世に残せると思う。



町史編さん室と旧西村邸

【教育長】昭和五十年に町史編さん室が設置され、当初三名の委員で週一・二日の勤務で取り組んできたが昭和五十七年から委員の恒久的な定着を図り、編さん業務を進めてきました。昭和五十五年三月、西村氏から家屋一式・付属什器一式・家財道具他の寄附を

西村家の名が後世に残るよう顕彰碑等の建立。跡地利用は関係課とよく協議して再利用を考える。

受けで現在まで編さん室として活用してきました。

町史編さん室の業務は今年の十二月をもって終了します

が、現有建物は天保十一年（一八四〇年）に兼山町から移築されたもので、百五十年以上経過し老朽化がひどく、また、建築物として価値のあるものでないと編さん室長から聞いています。このまま多少の修繕で保存できるか、取り壊した方がよいのかを専門家に調査依頼中であります。

昭和五十五年に寄附を受けたときの条件が、資料館として活用することになつていますが、もし取り壊しづをする場合は、西村家の名が後世に残るよう顕彰碑等の建立も考えています。敷地面積も公共施設を建設するには少し狭すぎるため、利用についても教育委員会だけでなく関係課とよく協議して再利用を考えて行きます。

問

消費税法の改正について

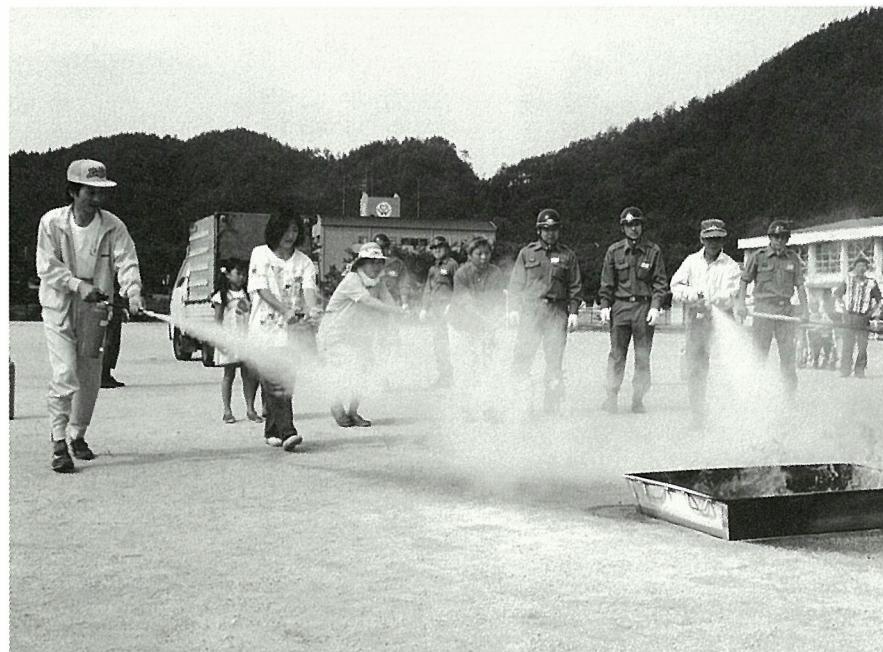
平成九年四月一日から消費

税法の改正は決定的と思われるが、改正される税率の引き上げをはじめ、簡易税率の適用限度額の引き上げ、みなし仕入れ率の改正、仕入れ税額控除の適用条件の強化等、抜本的改正が行われ、企業に及ぼす影響は大きいと思われるが、三パーセントの税率が五パーセントに上がることにより、一般消費者が受ける影響はどの程度か見解を求めてます。

答
税率は5パーセント

【税務課長】平成六年十二月に消費税法の一部が改正されました。

この改正は、平成九年四月一日から施行されます。施行日以降に行われる商品の販売、サービスの提供等の取引については、税率が五パーセントとなります。



初期消火訓練（上川辺）

問
防災訓練を終わっての反省点について

九月八日、町内一斉に行われた防災訓練に参加した町民は地域差は多少あるが、まだまだ末端まで訓練の主旨が行

き届いていない様に感じた。

災害は、何時、何処で、何が起るか解らないし予測もできない。身じかに災害を経験したことのない町民が多いな

か、町民総参加の呼びかけとPR、地区においては、区長、組長、班長まで主旨を説明し、行き届いた、もっと意義のある

感想を聞きたいものである。

この度の訓練を契機として実施に当たっては、ほとんどの区で消防団と区長の話し合いがもたれ、中にはアラカルド等を使用した避難集合訓練を実施したところもありました。また、班長、組長を中心に入員点呼を行う訓練も実施されました。

全体に内容のある訓練が実施されたと思います。

訓練の内容が末端までの周知がまだまだ不十分な点があったことは率直に認めなくてはならないと思います。このことについては反省会等で十分煮詰めて将来の防災訓練に生かしながら、今後、実施する訓練は防災計画の見直しを図り、この計画に沿って更に実施にあたっては、より実効あるものにし、併せてでき得る限り多数の参加を得るため、区長会を開催し、協力依頼を兼ねて訓練の内容の周知徹底を図った他、消防幹部会での打ち合わせ、職員の打ち合せを行いました。PRについては、防災行政無線、パンフ

答

今後、実施する訓練は町全体の訓練にするか、各地区単位でのきめ細かい訓練にするか関係団体と協議を図りたい

【総務課長】今回の訓練は、

平成七年一月に発生した阪神大震災の地震災害を想定して、避難集合訓練、初期消火訓練を区長を初めとする自治会役員、消防団員等の協力を得て実施しました。この訓練の実施にあたっては、より実効あるものにし、併せてでき得る限り多数の参加を得るため、区長会を開催し、協力依頼を兼ねて訓練の内容の周知徹底を図った他、消防幹部会での打ち合わせ、職員の打ち合せを行いました。PRについては、防災行政無線、パンフ

レット、チラシ、回覧文書等で啓発してきました。実施に当たっては、ほとんどの区で消防団と区長の話し合いがもたれ、中にはアラカルド等を使用した避難集合訓練を実施したところもありました。また、班長、組長を中心に入員点呼を行う訓練も実施されました。

全体に内容のある訓練が実施されたと思います。

訓練の内容が末端までの周知がまだまだ不十分な点があったことは率直に認めなくてはならないと思います。このことについては反省会等で十分煮詰めて将来の防災訓練に生かしながら、今後、実施する訓練は防災計画の見直しを図り、この計画に沿って更に実施にあたっては、より実効あるものにし、併せてでき得る限り多数の参加を得るため、区長会を開催し、協力依頼を兼ねて訓練の内容の周知徹底を図った他、消防幹部会での打ち合わせ、職員の打ち合せを行いました。PRについては、防災行政無線、パンフ



渡辺芳孝議員

は思うが、是は是、否は否としての強い態度で対応を期待し、現況の見通しを報告願いたい。

問
戦没者遺族に対する特別弔慰金について

町内の戦没者特別弔慰金該当者は二百二十名あり、そのうち平成七年十一月以降の申請者百二十名の方が未だ支給決定がされていない。

聞くところによると、申請書の不備により町へ返送され再請求されてから四カ月位かかると聞いている。最初の請求書の提出から一年以上かかることがある。あまりにも遅い対応に疑惑を感じる。平成七年十月以前の申請者は、今年の六月に支給決定を受けている。

申請者から再三相談を受けが返答ができないのが実情である。上部組織には遠慮も伴うと

答
申請から交付までに相当の期間がかかり、申請された方々にはご心配も当然と思う

【住民課長】戦没者の遺族に対する特別弔慰金事務は、該当者から請求書を受理し、県へ提出する事務を行っています。九月二十日、現在の請求書の提出件数は、二百二十件、そのうち国債受領件数は百十五件となっています。

申請者から町へ提出されから、県へ提出するまでの期間は簡単な書類審査をし、一週間程度です。県では市町村から提出された請求書を審査する裁定(決定)事務を隨時行っています。県における裁定事務は一度に全市町村から多くの請求書が提出され、限られた職員で審査を行っているために期間がかかり、国債の発

問
山川橋の架け替えについて
暫定的に現在の橋に夜間照明設備ができるないか

第三次総合計画でダム湖に映える美しいまちづくりとし

行には、県から国(厚生省)へ裁定請求書を提出し、その後、国(厚生省)から大蔵省へ国債発行請求書を提出、大蔵省はこれに基づき日本銀行へ国債発行交付を礼達し、ここで初めて財務局から市町村へ国債交付の通知書が交付されます。日本銀行からは交付取扱金融機関へ国債証書が交付されます。このような流れから、市町村へ裁定通知書が届いてから、約四カ月程かかります。

申請から交付までに相当の期間がかかり、申請された方々にはご心配も当然と思います。県から迅速な処理を目指し事務を進めているので協力願いたいとの文書も最近届いています。

申請者から町へ提出されから、県へ提出するまでの期間は簡単な書類審査をし、一週間程度です。県では市町村から提出された請求書を審査する裁定(決定)事務を隨時行っています。県における裁定事務は一度に全市町村から多くの請求書が提出され、限られた職員で審査を行っているために期間がかかり、国債の発

て「ダム湖周辺整備事業の推進」の中で「日本唯一の漕艇場として整備、充実を図るため、山川橋の架け替えを推進するとともに財政的支援を県に要望する」というたわれているがその目安、そして短期構想を想定しているのか伺いたい。

承知のごとく、山川橋は幅が狭く、特に夕暮れ時は見通しが悪く非常に危険である、最近イベントも多く計画され、山川橋の利用度も増大すると考えられる。

短期構想での架け替えが困難と想定された場合、夜間照明設備ができないかと町民からも望まれている。見解を求める。

答
県当局に強力に支援等を願い粘り強く架け替えの実現に英知を結集して取り組む

【企画課長】山川橋の架け替えは、町の最懸案事項として財政上の問題とも絡んで大きな課題として従来から取り組んできた問題であり、今後も



重量制限された山川橋

引き続き架け替えの実現に取り組まなければならぬ課題であります。

山川橋は、町民の日常生活の場にとどまらず広域的な交通網としての役割、災害時のルートとしての役割などその使命は計り知れないものがあります。更に「ボート王国かわべ」を誇る本町としては、道路としての側面だけではなくダム湖を中心とした全国屈指のボートコースとしての役割、交流拠点とした一つの町づくりの機能としての役割があると考えています。こうして課題の中での整備の推進には巨費が必要であり町だけの力では困難と言わざるを得ません。このため従来から県当局に財政支援等強く働きかけています。今後も引き続き県当局に強力に支援等を願うとともに、粘り強く架け替えの実現に英知を結集して取り組まなければと考えています。

橋の構造上と、交通安全の面から照明施設の設置は考えていない

町長は、昭和五十六年初当選以来四期十六年、川辺町始まって以来の長期にわたり、まことに、激動する社会情勢のなか、町民のためにご尽力賜り、その業績は等しく町民の認めることである。

就任以来、新山川橋、戸舎・保健センター等を建設し、また各種のイベントを開催し、特に「ボートの町かわべ」として全国的に注目される漕艇場に整備し、また高齢者社会が益々進行するなかでの高齢者福祉対策の充実等の大事業は町長の行政手腕に負うところが大である。月日の経つのは早いもので町長の任期も来年の五月で任期満了になる。残任期間も余すところ八ヵ月程となり次期町政に対する町政の課題も山積みのなかで、町長は次期町長選挙に立候補第三次総合計画も制定され、の意志があるのか明解な意図

[町長] 私は、昭和五十六年五月二十日町長に就任以来、町議会の皆様をはじめ町民の皆様のご指導、ご鞭撻、またご協力をいただき、今日まで町政の責任者として努めることができました、心から皆様に感謝しています。

次期町長選挙には、年齢的にも限界があり、立候補する意志はありません。任期一杯町政発展のために頑張って行く決意であります。引き続き最後まで皆様方のご指導、ご協力をお願いします。

町第三次総合計画は、昨度策定されたが、各課の調整、取りまとめ等、担当課として大変な苦労があつたことと推察する。さて、「基本構想」と「基本計画」は町の十年後を目指して完成したが、この計画を本当に実のあるものとし、花を咲かせるためにはこの後の「実施計画」をどう立案し、具体化して行くかに掛かっている。

すでに、農産加工品の開発については「J.Aみのかも川辺農産加工センター」の竣工があり、開かれた町政の推進については、広報活動の充実を施策として掲げ、現在これを「町長への手紙」という形

(11) かわべ議会報

10

橋の構造上と、交通安全の面から昭明施設の設置は考えていない

次期町長選挙について町長の所信を問う

答 年齢的にも限界、次の選挙には出な



横田文夫議員

表示を期待する

で具体化を図っていることなどを評価する。

「左岸整備の推進」、「拠点づくりの検討」、「保育環境の整備」、「快適環境の推進」、「地域と一体となつた学校経営」、「市街地整備」等、その実施計画の樹立にあたつては関係者や地域住民と事前に打ち合わせや意見を聞く会を開く等して、できるだけ町民のニーズを計画に盛り込んで行くべきと考える。

本町も、事業計画を実施する場合に、より地域住民の皆さんの希望を聴きながら実施計画を積み上げて行けば結果として地域の協力もより得られると思うが、今後この点をどのように対処して行くか方針を伺いたい。

実施計画は、基本計画である諸施策を具体的に実施するための考え方、目的、効果を定性的、定量的に表すことにしている

実施計画は、個別事業の実施計画と中期の財政見通しを立てる財政計画から構成され、財源調達の裏付けをもって実施計画が策定されます。

実施計画の策定は、現在、策定指針を提示して各課において個別実施計画、財政計画を作成し、予算編成までに策定すべく取り急いでいます。実施計画は、基本計画である諸施策を具体的に実施するための考え方、目的、効果を表すこ

とを実施する中で地元のコンセプトや意見聴取については、できるだけ計画段階から説明会を開催するなど意見を十分聴ける機会を設けて進めたいと考えています。



第三次総合計画書

【企画課長】平成八年度事業、つまり、平成八年度予算は、

第三次総合計画を基礎とした実施計画の策定は、平成九年度予算編成までに策定

答

三次総実施計画について



船戸 進議員

本年度諸事業は二次総から継続事業と共に三次総に基づく事業が始まっているが、実施計画書はできているのか。三月議会で平成八年度予算が議決され、すでに半年近く過ぎ、かなりの事業が実施されているが、このあたりが、どうもよく分からぬ。第三次総合計画に基づく実施計画はいつできるのか尋ねたい。

なお、実施計画の提示については、策定後、議員に何らかの形で示すよう考えていました。道路改良工事を実施するに当たって、道路拡幅の用地の売買契約未締結や、障害物（電柱移転）除去が行われていなまま、入札し発注している事例がある。

土木工事に関する最近の例から、

答

問

土木工事に関する最近の例から、

本来であれば平成八年度を初年度とする総合計画を基に実施計画を策定し予算に反映すべきところ、総合計画策定の時期を失い実施計画が策定されないまま今日を迎えたことについてお詫びします。実施計画として現在策定されているのは、前期計画である第二次総合計画が基礎となる第三次総合計画を策定して同計画の最終年度である平成七年度に策定したものであります。第三次総合計画を基礎とした実施計画の策定は、平成九年度予算編成までに策定するべく現在全力を挙げて進めています。

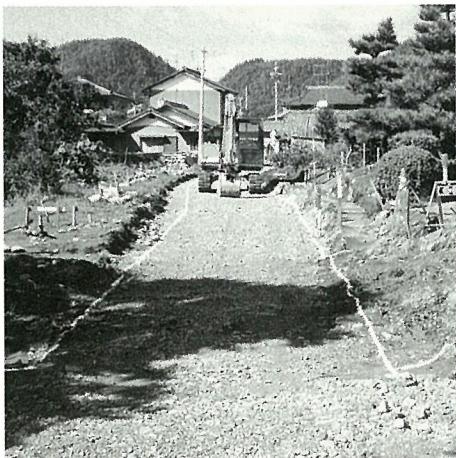
法を行うのか。

また、工期の設定の仕方に問題があるよう思えるがどのように考えているのか。

今後の工事実施は、よく調査のうえ円滑な工事の実施をする

答

【建設課長】道路工事は計画が出来あがると、地元説明会、用地補償物件の調査、用地交渉、売買契約の締結、土地の登記移転の完了、補償物件の移転完了の順序を経て工事の発注を行うのが通例であります。他事業の工期等によって工事を早期に完成させる場合は、土地、補償物件の契約時に起工承諾書をもって工事を発注する場合があります。補償物件のうち中電、NTTに電柱の移転を申請しても民地への移転となると関係地権者との交渉に時間がかかり、町としては工事を発注し工期は



道路改良工事（中川辺地内）

工事金額によって必要な日数を取らなくてはならないため、一定の見通しによって発注し、あくまで関係地権者の了解が得られるという予測の基に実施しなくてはならず結果的に補償物件が完了しなかったこともあります。今後の工事実施はよく調査のうえ、円滑に工事の実施をしたいと考えています。

問 入札談合問題について

常に公正に入札が行われるよう努力している業者も一層の努力を払つていただきたい

答

【助役】近ごろは、談合問題で不祥事件がおきて、我々こういうことに携わるものは大変残念なことであり遺憾に存じています。本町の談合問題については以前から、地方公共団体の公共工事に関する入札契約の手続き並びに運用についての改善推進ということです、建設省あるいは自治省からの局長通達を一つの指針と受け止めていろいろ検討しています。

談合問題の対策として、一般競争入札がありますが、この制度はだれでも入札に参加できることで発注者として確実に工事が履行してもらえるものか、信用あるいは契約能

元業者への優先的発注に際して談合体質をもつ業者への対策が必要ではないか。
随意契約の実施方法はどのようにしているか。

力等、いろいろな面について調査することは、非常に困難であります。町においても業者指名選定委員会とか入札公正委員会を設けて検討しているが非常に難しい点がありますが、すぐに一般競争入札を導入することは困難であることから現在は指名競争入札で実施しています。

指名業者を多くして、談合が行われないようにすることや、「川辺町の競争入札心得」を作成し配布するとか、また、物を指名した段階で担当者が、大きな事業であれば町長から声明を出すとか談合について神経を使って対応に心掛けています。いずれにしても業者のモラル等もあり、常に公正に入札が行われるよう努力しています。

地元業者育成については、公正かつ自由な競争をすることによって、今後、企業そのものにも競争力が増し、今後の体質改善になつて行くのではないか、厳しい社会情勢であり、このような時代を迎えるに当たり、地元業者も競争力をつけていただきなければなりません。競争してこそ発展の道があると信じます。今後

についても業者にも一層の努力を払つていただきたい。

随意契約は地方自治法の施

行令に基づいて百三十万以下の価格について随意契約をし

ているが町内の業者の皆さんに競争していただくものであ

れば随意契約でなく、広く門戸を開いています。また、物

件については、性質、目的に

より競争入札に適さない場合

があり、この場合は指名選定委員会に諮り、偏らないように、慎重な審議をしながら発注しています。

問 家庭井戸水の水質検査について

O-157問題以来、町民

の井戸水の水質について関心が高まっているようであるが、井戸水の水質検査について、町の住民サービスの一つとして次のようなことを考えてほ

しいがどうか。

◎月一～二回 実施日を定めて水質検査希望者の検体を取りまとめて検査を行う。（取扱い次ぎをする。）
○検査結果にもとづく適切な指導・助言をする。

157 関係が一件、九月に入つてからは全体で五件あります。

現代仮名遣い等を参考に作成するよう努めていますが文書起案者がこれらの基準に精通しているとはいえない現状であります。ある場合があろうと考えていて



平岡久茂議員

は、ゴミ減量化対策として簡易焼却炉購入に助成金を交付していると聞いています。一基五万円弱の焼却炉に一万円の助成をもらっているそうです。

答 水質検査の希望者の検体を取りまとめは、様子を見て

卷

考
え
る

[保健環境課長] 井戸水の水質検査は、県、可茂保健所で月二回、民間検査機関では毎日行っています。検査内容は、細菌検査（一般細菌、大腸菌群）と理化学検査（塩素イオン、有機物外四項目）とあります。また、検査料金は県及び民間共に、細菌検査が約三千円、理化学検査が約四千円で検査期間は、一～二週間必要であり、検査結果は水質基準を示しながら水質検査基準に適合しているかいないかは後日意見を付して郵送されま

【**総務課長**】本町で公文書を作成する用字、用語は基本的に岐阜県が発行する「文書事務の手引き」及び常用漢字表、

細心の注意をもつて公文書の作成に努めて行きたい
広報紙は、読みやすく紙面づくりに心掛ける

広報、回覧文書を含め、公
用文については、常用漢字及
び国語審議会で定めている現
代かなづかいを基本として町
公文書の用語、用字を統一す
るよう提案する。(なお対象に
範囲に配慮し、年少者向けに
は、特別の定めも考慮する。)

問 公文書（回覧文書等を含む）の用字について用語の統一について

広報紙は広い意味で公文書にあたるものと承知しているが、若年者からお年寄りまでの幅広い町民を対象にしているもので、一般的な公文書と若干ニュアンスを異にしているのではと思ひます。広報紙は、共同通信社が発行している「記者ハンドブック」を参考にし、若干漢字の使用頻度をさげる等読みやすい紙面づくりに心掛けます。

公文書の作成は日常業務において必要欠くべからざるものであり、統一された公文書の作成は、しかるべき措置をしなければならないものと認識しています。今一度、上司等による指導、統一的指針の再確認並びに各人が、細心の注意をもって公文書作成にあたりよう努めて行きます。

家庭用簡易焼
設置購入に助
けないか

家庭用簡易焼却炉の減量対策は行政の重要な課題である。家庭から排出される、ゴミ設置購入に助成できないか

答 燃却炉購入に係る助成金は考へてい

答
焼却炉購入に係る
助成金は考えて
ない

生ゴミ対策として町もコンポストの購入に助成をして、生ゴミ減量化に取り組み数年を経過した、今日成果は挙がったと思う。そこで、燃えるゴミ減量化対策を一步進めるために、簡易焼却炉設置を希望する家庭に助成することは如何か。各家庭では紙くず、木くずなど燃える物は徹底的に家庭で処分し減量に努めることが必要と思う。隣の関市で

【保健環境課長】簡易焼却炉購入設置に係る一部助成はごみ減量対策の一つとして検討したことがあります。が、設置によって焼却により生ずる問題があり、これは、焼却時における、煙、におい、等によるトラブルの発生及び焼却灰の処理等非常に難しい問題があります。現時点での簡易焼却炉購入設置に係る一部助成は考えていません。



今後、検討し、前向きに対処して行く

【町長】「考えていない」と保健環境課長が答えたが、地域によっては、小さな裏庭での簡易焼却炉の設置は問題が生じやすいので前向きに検討する。

答



辻 武史議員

問 敬老会の運営について

町内の複数の地域のおとしよりを一括して招き、行うやすらぎの家の敬老会は祝いを受ける方々の感想としてはあまり芳しい声が聞こえない。内容、方法の検討がありはないか。

行政の行う施策の姿勢には、ともすれば「やってやるぞよ」式の、特に形となる物を創る所管課では、お上が下々の者に申し述べるようになりがちで、これは厳しい監視の目を絶えず凝らす必要があるが、教育、福祉の関係などの施策では批判の見えにくい部分があり、執行側の自らの充分な考察がとりわけ求められるのではないか。施策執行には予算が伴うものではないか。

【住民課長】敬老会事業は、町が社会福祉協議会へ委託して実施しています。今年度も昨年度に引き続き九月に七十五歳以上を対象に地区別に四回実施しました。対象者八百人に対して四六一人の出席を得ました。町福祉協議会はもとより、計画の段階からの打ち合わせ、検討会、当日の会場準備、送迎の添乗、案内から食事の調理、配膳とあらゆる面で、福祉推進委員、福祉協力員の協力の下で実施することができました。芸能ボランティアの方には当日さまざまなか芸能を披露していただき、各ボランティアの方々は、それぞれ仕事を持つておられ、都合のある中、大変温かいご奉仕をいただいたことに対し

答 より多くの参加を願い、喜ばれる敬老会事業に

ので、本当に喜ばれてこそ貴重な税金も生きてくるというのである。

平成六年度から今回で三回目を迎えた敬老会も計画の段階から事業がマンネリ化しないよう、プログラム、記念品、その他いろいろな面で担当部門別に知恵を絞り努力して出席した方々には喜んでいただいたと確信しています。今後の敬老会の実施については今までに出席された方々の意見を聞き、再度検討を行い、関係者の方々との連携を密にして、より多くの方々に出席を願い喜んでいただける事業になるよう努めます。

行政の行う施策の姿勢の問題ですが、このような姿勢が職員にあるとすれば、反省しなくてはならないと思います。

【企画課長】二十一世紀まであとわずかとなり社会情勢の高齢化、国際化、情報化等大きな流れがあり、本町においてもこうした情勢の変化に対応していくなければなりません。本町においても国際化の進展に伴って外国人の方も多

答 全局的な立場で考える必要があり、関係各課と連携を図りながら進める

以上に出席された方々の意見を聞き、再度検討を行い、関係者の方々との連携を密にして、より多くの方々に出席を願い喜んでいただける事業になるよう努めます。

行政の行う施策の姿勢の問題ですが、このような姿勢が職員にあるとすれば、反省しなくてはならないと思います。

今以上に公僕として努力します。

問 外国人の実態は

町には古くから住んでおられる外国人はもちろん、最近急に増加した外国人の人達の実態は確り把握しているか。川辺町に住んで良かったと思われているか。人権は守られているか。就労条件は守られているか。安心して暮らしてもらうための個別訪問などの調査は。町の行う外国人に関する施策はどのようなものであるか。

感謝申し上げる次第です。今後の町の福祉施策の推進にあたっては、町福祉協議会を中心各ボランティアの方々の協力がなくては実行不可能と言つても過言でないと思います。

く在住しています。こうした中でさまざまな問題があり、例えば、福祉、保健医療、教育、労働等が考えられます。こうした問題をどう対応していくかとの質問であると思います。

質問について、個々具体的に整理する必要があり、また、国、県、町の役割が考えられます。町としては、一企画課所管に止まらず、全庁的な立場で考える必要があるので関係各課と連携を図りながら進めていきます。



下麻生ゲートボール場

問

ゲートボール場の
管理、整備状況について

八百津町、坂祝町などの大会会場と比べると著しく見劣りする恥ずかしい限りである。せめて面整備だけでも完全にして楽しくプレーができるようになります。

答
使用された団体、
大会前には使用さ
れる方々に手入れ
をお願いしたい

【教育課長】町公共施設のグ
ランドでゲートボール場とし

町の各地域にゲートボール愛好者のためにゲートボールを楽しむ場所がそれぞれの努力で確保され維持管理されている。それはそれとして、ゲートボール協会が対外試合を行うにあたって使用する場所は概ね下麻生の元小学校グランドである。この試合用グランドが甚だ整備が悪い。

て使用しているのは、下麻生

の元小学校グランド一か所であります。このグランドはソ

フトボールと共にしているの

が現状ですがゲートボール場

の使用は下麻生地区の方が毎

日利用されています。同グラ

ンドには平成三年度にゲート

ボールとソフトボール用の倉

庫を建設し、東側にあったゲー

トボール場も西側に移動し整

備を図り、平成六年度にはプ

ル関係工事に伴い便所も水洗

化に改良しました。

グランド整備は、使用した

都度それぞれの団体で手入れをされ、

大きな大会が実施される前にはそれ

ぞの使用される方が手入れをして

大会に望んでほしい。

町は、砂等流失の場合は補充整備を行います。

な今一步親切心のある答弁があつてもよいのでは?。

最後に次期町長選挙に現町長が立候補されないと聞き、四期に亘る長い間町政に残る色々な事業を完遂され、その激務に対して感謝しご苦労様でしたの一言を添えて終わりとします。

議会傍聴記



民生委員
横田 晴美

平成八年川辺町第三回定例会の最終日に当たる九月二十

四日、一般質問があるとのこ

とで、我々民生委員は、社会勉強の一環として傍聴したらと提案したところ賛同を得た

ので、当日、九時に傍聴券をいただき議場に入場、他の傍

聴者を含め約二十名で厳肅な

議会を傍聴する。六名の議員から一般質問が提示され、特

に関心のあるダム湖左岸の整

備については、折角次々と大

会があるにもかかわらず全く

宿泊施設が皆無で相乗効果が

なく残念に思っていたところ、

それらも計画されていると聞

き安堵の念を抱いたことと、

心の深い点について次々と答

弁され、よい機会を得たと思つた。ただし、残念な点も多少

あった。折角提示された質問に対し町民が納得できるよう

町議会の傍聴に参加して



町高齢者
能力活用協会
加藤 光春

議場の緊張した雰囲気の中

で議会が始まり町の行政を中心として一般の諸問題を各担

当の分野で議員が質問に入り

審議されて、身じかな問題は

とくに熱意が通ってくるよう

で本当に私たちも力が入る思

いでした。町民も機会があれば議会の傍聴に参加してほし

いと思いました。

議会報編集委員
大脇 岡原 久芳郎